

(参考資料)

目次

・国内におけるさまざまなGAP（各GAPの構成、特徴）	28
・日本での主なGAP認証	29
・GAP認証の認証体制	30
・国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP等	31
・認証取得までの流れ（例）	32
・国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要	33
・農業高校・農業大学校等におけるGAP認証取得状況	38
・GAP指導体制の構築〈都道府県別指導体制〉	39
・2027年国際園芸博覧会における持続可能性に配慮した農産物の調達基準の概要	40

国内におけるさまざまなGAP（各GAPの構成、特徴）

農林水産省 共通基盤ガイドライン 準拠GAP		農林水産省国際水準 GAPガイドライン	JGAP	ASIAGAP	GLOBALG.A.P.
		農場経営管理（責任者の配置、教育訓練の実施、内部点検の実施等）			
		人権保護（強制労働の禁止、差別の禁止、技能実習生の適切な労働条件の確保等）			
		労働安全（機械・設備の点検・整備、薬品・燃料等の適切な管理、安全作業のための保護具の着用等）			
		環境保全（適切な施肥、土壌浸食の防止、廃棄物の適正処理・利用等）			
		食品安全（異物混入の防止、農薬の適正使用・保管、使用する水の安全性の確認等）			
	農林水産省共通基盤 ガイドライン準拠GAP	農林水産省国際水準 GAPガイドライン	「GAP認証をとる」		
			JGAP	ASIAGAP	GLOBALG.A.P.
運営主体	都道府県等	農林水産省	一般財団法人日本GAP協会		Agraya GmbH （ドイツ）
審査費用の目安 （個別認証の場合※1）	—	—	約15万円＋旅費	約20万円＋旅費	約40万円＋旅費
東京2020大会 調達基準	△（都道府県の確認がある場合）	— （大会後策定）	○	○	○
大阪・関西万博 調達基準	—	△（都道府県の確認がある場合）	○	○	○
GFSI※2承認	—	—	—	青果物・穀物・茶	青果物・水産養殖の一部※3
認証取得経営体数 （国内農畜産業）※4	—	—	4,729	1,209	721 （世界：188,878）
備考	農林水産省は、令和4年3月に国際水準GAPガイドラインを策定するとともに、共通基盤ガイドラインを廃止※5。都道府県に対して、都道府県GAPを存続する場合は、令和6年度末を目途に、国際水準GAPガイドラインに準拠するよう基準の改定を依頼。今後は国際水準GAPの本格実施を推進。		※1 個別認証のほか団体認証があり、団体認証では審査が全員ではなく抽出で行われ、団体事務局への審査も行われる。グループが大きくなるほど、個々の経営体の経費負担は縮小する。 ※2 GFSI(Global Food Safety Initiative)とは、グローバルに展開する小売業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した組織（CGF(The Consumer Goods Forum)の下部組織）。 ※3 GLOBALG.A.P.の青果物にはSmartとGFSの2つの規格が存在する。GFSI規格と同等性確認されているのはGFS規格である。穀物と茶については、市場からの要請が少ないため同等性確認は行われていない。 ※4 JGAP及びASIAGAPは（一財）日本GAP協会公表。（R8年3月末現在）GLOBALG.A.P.はGLOBALG.A.P.提供。（R7年3月末現在）複数の認証を取得している経営体については重複計上。 ※5 共通基盤ガイドラインは廃止したが、共通基盤ガイドライン準拠の効果については令和7年3月まで有効。		

日本での主なGAP認証

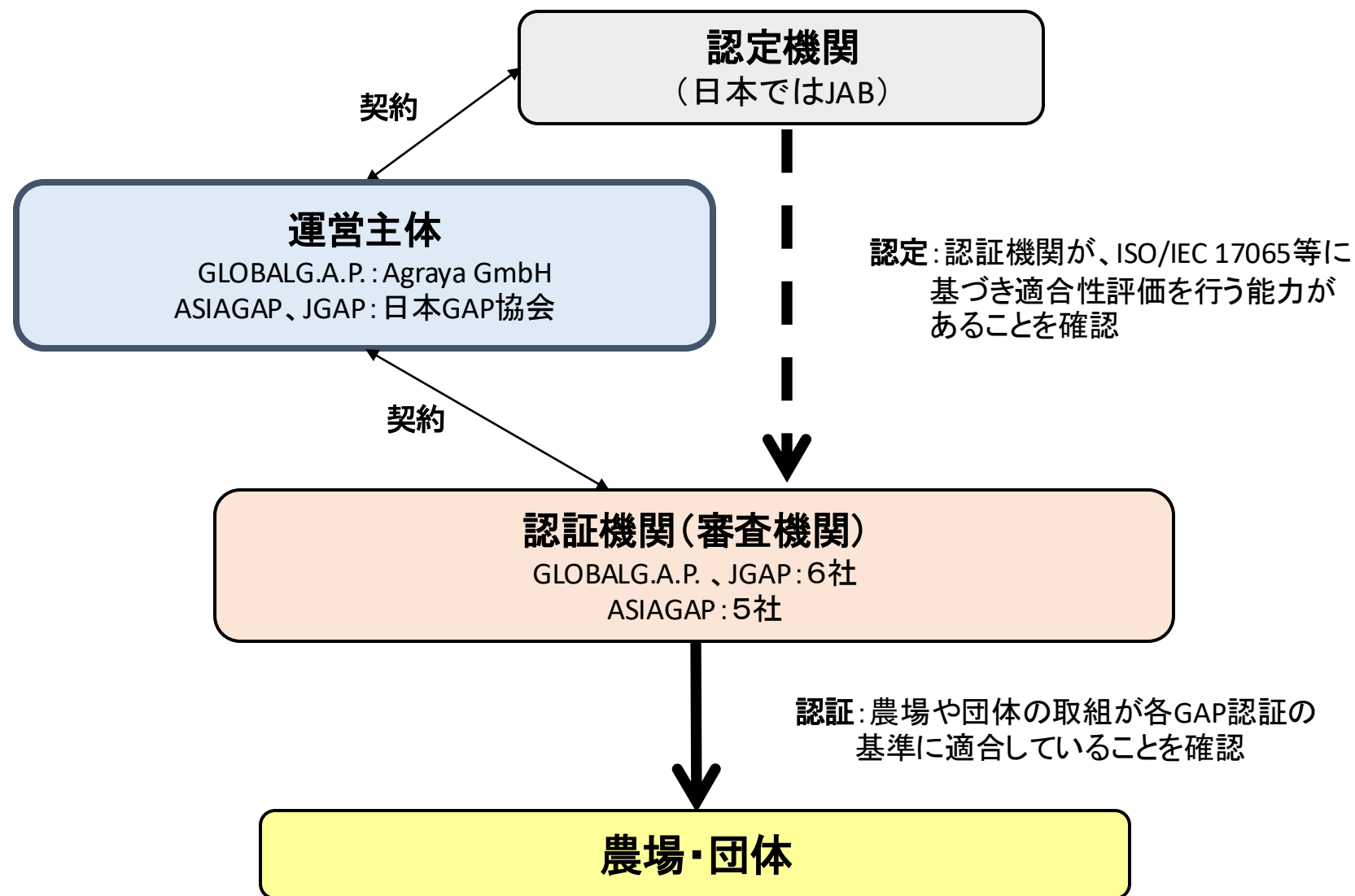
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
運営主体	Agraya GmbH(ドイツ)	一般財団法人 日本GAP協会	
認証機関 (審査会社)	・日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会(東京都) ・テュフズードジャパン(東京都) ・インターテック・サーティフィケーション(東京都) ・Control Union Japan(東京都) ・日本品質保証機構(東京都) ・SGSジャパン(神奈川県)	・インターテック・サーティフィケーション(東京都) ・日本能率協会審査登録センター(東京都) ・S&Sサーティフィケーション(東京都) ・日本品質保証機構(東京都) ・ビューローベリタスジャパン(神奈川県) ・日本油料検定協会(兵庫県)(JGAP青果物・穀物に限る)	
審査費用 (個別認証の場合)	約40万円＋旅費 (内訳) ①運営主体への登録料(1年分) (面積に応じて増減) 作付面積1haの場合:60ユーロ程度 ②審査経費	約20万円＋旅費 (内訳) ①運営主体への登録料 (2年分) (面積によらず一律) 10,000円/経営体 ②審査経費	約15万円＋旅費 (内訳) ①運営主体への登録料(2年分) (面積によらず一律) 10,000円/経営体 ②審査経費
(参考) 民間コンサルタント費用	40～55万円程度＋旅費 (標準指導日数 5日間程度)	25～30万円程度＋旅費 (標準指導日数 5日間程度)	

※ ASIAGAP/JGAP団体認証の場合、登録農場数や施設によって審査時間及び審査費用が異なる。

※ 審査会社によっては地方に審査員を配置している場合がある。

※ 民間コンサルタントの受講は、認証取得にあたっての必須要件ではない。

GAP認証の認証体制



※ JAB: 公益財団法人 日本適合性認定協会

(図中の「認定」業務を工業分野やサービス業分野など幅広い分野で実施する公益法人(内閣府所管))

国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP等

▶ 令和8年4月末時点で、23都県及び民間2団体のGAPについて、国際水準GAPガイドラインへの準拠を確認^注している。

運営主体	GAP名称	運営主体	GAP名称
岩手県	いわて国際水準GAP	岐阜県	ぎふ清流GAP評価制度 ぎふ清流GAP評価規準2023
宮城県	宮城県GAP実践点検シート（穀物＆青果物）	愛知県	あいち国際水準GAPチェックシート
福島県	ふくしま県GAP 	島根県	安全でおいしい島根の県産品認証制度 （美味しまねゴールド） 生産工程管理基準（上位規準） 
栃木県	農場点検シート	岡山県	岡山県GAP指導指針
群馬県	群馬県国際水準GAPチェックシート	徳島県	とくしま国際水準GAP認証制度適正管理規準
埼玉県	S-GAP基準書	愛媛県	農業生産工程管理基準
東京都	新東京都GAP 	福岡県	福岡県GAPチェックリスト
神奈川県	神奈川県GAPチェックシート	宮崎県	MIYAZAKI-GAP基準書
山梨県	やまなしGAP(農業生産工程管理)手法導入基準 (ADVANCE)	鹿児島県	かごしまの農林水産物認証制度
長野県	長野県GAP基準	日本生活協同組合連合会 全国産直研究会	生協産直マネジメントシステム 生協版適正農業規範 青果・米編
静岡県	しずおか農林水産物GAP認証制度認証基準	日本生産者GAP協会	「日本GAP規範」に基づく農場評価制度 評価規準・ チェックシート 農業分類：全農場共通、作物共通、 水田畑作、園芸 Ver 2.2_230517 
富山県	富山県適正農業規範		
石川県	いしかわGAP（認証基準2024）		
福井県	自己チェック様式		

注：各GAPの内容が国際水準GAPガイドラインに準拠していることを、
農林水産省農業環境対策課において確認したもの（準拠確認）。
運営主体が、農業者の取組状況をどのように確認しているか（確認体制）
については、準拠確認の対象に含まれない。

※対象品目等の詳細はHPをご確認ください



https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html



事前準備 （普及指導員・営農指導員やコンサルタント等の専門家による指導を受講）

農業者の主な取組内容

- 基準書（管理点・適合基準）の内容習得
- 情報の整備・文書化
 - ・ 組織図の作成と責任者の決定
 - ・ 食品安全・環境保全・労働安全に関するリスク評価と対策
 - ・ ルールの策定、生産計画の作成 等
- 日頃の作業の実施・改善
 - ・ ルールの周知徹底と従業員教育の実施
 - ・ 生産活動の実施・記帳
 - ・ 点検と改善 等

専門家による指導（5回程度）

- 初回
 - ・ 経営者・従業員の研修（座学）
 - ・ 農場内の点検、記帳・記録状況の確認 等
 - ・ 次回までの改善点を提示
- 2回目以降
 - ・ 改善状況の確認・アドバイス
 - ・ 必要に応じて追加の研修・指導 等
 - ・ 次回までの改善点を提示
- 最終回
 - ・ 模擬審査及び応答要領の指導 等

審査会社による審査 （数ヶ月前から予約が必要）

審査員が現地で、必要書類や生産現場での取組を確認。

- ・ 基準書の全ての項目について、「適合」「不適合」「該当外（適用除外）」のいずれかに区分され、必須（上位の義務）項目の100%かつ重要（下位の義務）項目の85%（95%）以上の適合で合格。
※ASIAGAP、JGAPの場合。（ ）内はGLOBALG.A.P.の場合。
- ・ 審査後、決められた期間内に、不適合の指摘を受けた項目を改善し、是正報告書を審査会社へ送付。（必要に応じ再度現地審査が行われる。）

認証取得

※事前準備から認証を取得するまで半年から1年程度かかる

最短4ヶ月程度

最短3ヶ月程度

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（青果物）

- 全78の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理
- 特徴：養液栽培における培養液汚染防止対策に関する項目、スプラウトやきのこ等の専用項目等を設定

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
外部委託先の適切な管理等	経営	12,13
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	14
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	15

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	16
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	17
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	18
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	19
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	20
労災保険の成立手続きの実施	人権	21
危険作業に従事する者への訓練	労働	22
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	23
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	24

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	25
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	26
土壌や水に関するリスク評価と対策(養液栽培における培養液汚染防止対策を含む)	食品	27,30,31
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	28,29
排水等の適切な管理	環境	32
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	33,35
異物混入やアレルゲンとの交差汚染防止	食経	34
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食労 環境	36,37 39,40
包装容器等の安全性の確認等	食品	38
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	41
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	42
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環境	43
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	44
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	45
外来生物の適切な飼養管理	環境	46

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	47
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	48
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	49~51
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	52~60
堆肥の適切な製造と施用	食環境	61
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	62~65

VII 専用項目	分野	番号
スプラウト専用項目	食品	66~71
きのこ専用項目	食品	72~75
ボイラー及び圧力容器関連項目	労経	76,77
りんごにおけるかび毒汚染防止・低減	食品	78

凡例

食品 食 ... 食品安全
環境 環 ... 環境保全
労働 労 ... 労働安全
人権 人 ... 人権保護
経営 経 ... 農場経営管理

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（穀物）

- 全70の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理
- 特徴：用途限定米穀・食用不適米穀の適切な保管等に関する項目、麦類のかび毒対策に係る専用項目等を設定。

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7

III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
異種穀粒・異物混入防止対策	食品	12
用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売・処分	経営	13
外部委託先の適切な管理等	経営	14,15
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	16
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	17

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	18
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	19
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	20
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	21
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	22
労災保険の成立手続きの実施	人権	23
乾燥調製施設等の適正な管理・運営等	経営	24
危険作業に従事する者への訓練	労働	25
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	26
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	27

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	28
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	29
土壌や水に関するリスク評価と対策(カドミウム低減対策を含む)	食品	30,31,34
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	32,33
排水等の適切な管理(水田代かき後の濁水流出防止対策を含む)	環境	35,36
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	37,39
異物混入やアレルゲンとの交差汚染防止	食経	38
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食労 環境	40,41 43,44
包装容器等の安全性の確認等	食品	42
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	45
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	46
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環境	47
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	48
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	49

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	50
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	51
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	52~54
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	55~64
堆肥の適切な製造と施用	食環	65
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	66~69

VII 専用項目	分野	番号
麦類のDON・NIV等のかび毒汚染低減対策	食品	70

凡例

食品	食	…食品安全	人権	人	…人権保護
環境	環	…環境保全	経営	経	…農場経営管理
労働	労	…労働安全			

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（茶）

- 全67の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理
- 特徴：異品種混入防止対策、荒茶製造エリアの土足禁止等の項目を設定

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
異品種・異物混入防止対策	食品	12
外部委託先の適切な管理等	経営	13,14
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	15
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	16

凡例

  ... 食品安全	  ... 人権保護
  ... 環境保全	  ... 農場経営管理
  ... 労働安全	

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	17
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	18
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	19
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	20
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	21
労災保険の成立手続きの実施	人権	22
危険作業に従事する者への訓練	人権	23
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	24
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	25
V 経営資源	分野	番号
農場への入場に関するルールの策定と周知	経営	26
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	27
土壌や水に関するリスク評価と対策(生葉洗浄工程における汚染防止を含む)	食品	28,31,32
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	29,30
排水等の適切な管理	環境	33
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管(荒茶製造エリアの土足禁止を含む)	食品	34,35,37
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	36
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管(ボイラー関連項目を含む)	食労 環境	38～41, 43,44
包装容器等の安全性の確認等	食品	42
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	45
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	46
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環境	47
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	48
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	49

VI 栽培管理	分野	番号
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	50
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	51～53
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	54～62
堆肥の適切な製造と施用	食環	63
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	64～67

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（飼料作物）

➤ 全72の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
飼料販売に係る事前の届出	経営	5
知的財産の保護・活用	経営	6
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	7
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	8
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	9 10 11
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	12
用途限定米穀、飼料用作物の適切な保管・販売・処分	経営	13
外部委託先の適切な管理等	経営	14,15
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	16
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	17

凡例
食品 食 … 食品安全
環境 環 … 環境保全
労働 労 … 労働安全
人権 人 … 人権保護
経営 経 … 農場経営管理

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	18
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	19
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	20
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	21
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	22
労災保険の成立手続きの実施	人権	23
乾燥調製施設等の適正な管理・運営等	経営	24
危険作業に従事する者への訓練	労働	25
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	26
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	27

V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	28
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	29
土壌や水に関するリスク評価と対策(重金属低減対策を含む)	食品	30,31,34
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	32,33
排水等の適切な管理(水田代かき後の濁水流出防止対策を含む)	環境	35,36
規格基準に合わない飼料等の製造等禁止	食品	37
飼料の適切な調製	食品	38
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	39,41
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	40
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食労 環境	42,43 45,46
包装容器等の安全性の確認等	食品	44
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	47
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	48
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環境	49
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	50
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	51

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	52
有毒植物の除去・隔離	食品	53
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	54
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	55~57
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	58~67
堆肥の適切な製造と施用	食環	68
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	69~72

国際水準GAPガイドラインの取組事項の概要（その他非食用）

- 全63の取組事項について、工程順に取り組むべき事項を整理
- 分野「食品安全」、番号7及び11の取組事項は、「衛生管理」の観点から必要な取組として整理

I 経営体制全体	分野	番号
農場経営に必要な基本情報の整理	経営	1
組織体制の整備(各種責任者の決定等)	経営	2
GAP5分野に係る農場運営の方針の決定	経営	3
農場のルール決定及びPDCAサイクルに基づく見直し	経営	4
II 生産体制全体	分野	番号
知的財産の保護・活用	経営	5
生産計画の策定、実施状況の記録、計画と実績との比較による評価等	経営	6
農場管理の実証に必要な記録の内容・保管期間の整理。記録の作成・保存	経営	7
III リスク管理	分野	番号
基本情報等に基づく食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク評価、評価結果に基づく対策の実施と農場のルール設定、及びPDCAサイクルに基づく見直し	食品 環境 労働	8 9 10
商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録の作成・保存等	経営	11
外部委託先の適切な管理等	経営	12,13
クレーム及び農場ルールへの違反に対する対応手順の整備	経営	14
事故・災害に備えた農業生産の維持・継続のための対策	経営	15

凡例

食品 食	…食品安全	人権 人	…人権保護
環境 環	…環境保全	経営 経	…農場経営管理
労働 労	…労働安全		

IV 人的資源	分野	番号
人権侵害防止について管理方法の設定	人権	16
外国人雇用がある場合の環境整備等	人権	17
十分な話し合いに基づく家族経営の実施	人権	18
労働条件の遵守と労使間の意見交換	人権	19
作業員への農場のルール等の教育訓練	経営	20
労災保険の成立手続きの実施	人権	21
危険作業に従事する者への訓練	労働	22
作業に適した服装や保護具の着用・管理	労働	23
救急箱の用意等、事故対応手順の整備と周知	労働	24
V 経営資源	分野	番号
農場への入場に係るルールの策定と周知	経営	25
手洗いやトイレ設備の確保による衛生管理	食経	26
土壌や水に関するリスク評価と対策	食品	27,30
土づくりを通じた土壌管理や土壌浸食対策	環境	28,29
排水等の適切な管理	環境	31
農産物取扱施設等の保守・衛生管理、農産物の適切な保管	食品	32,34
異物混入やアレルギーとの交差汚染防止	食経	33
器具、設備、機械、車両等の把握、適切な管理、使用等。燃料の適切な保管	食労 環境	35,36 38,39
包装容器等の安全性の確認等	食品	37
温室効果ガスの削減に資する取組	環境	40
廃棄物の把握、管理及び削減の取組	食環	41
農場内の整理・整頓・清潔・清掃等	環境	42
騒音等に係る周辺住民への配慮と対策	環境	43
生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策	環境	44

VI 栽培管理	分野	番号
適切な種苗調達、育苗管理	食品	45
隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響回避	食品	46
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の取組	環境	47~49
農薬の適切な使用等 (使用計画策定、適切な調整・散布、保護具の着用、周辺への影響回避、散布後の洗浄・排水管理、保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働	50~58
堆肥の適切な製造と施用	食環境	59
肥料等の適切な施用等 (土壌診断結果や施肥基準等を踏まえた利用計画の策定と施用、適切な保管、使用記録作成等)	食品 環境 労働 経営	60~63

農業高校・農業大学校等におけるGAP認証取得状況

- 87校の農業高校が、第三者機関によるG A P 認証を取得している。（GLOBALG.A.P.：19校、ASIAGAP：12校、JGAP：64校）
※北海道2校、福島県2校、群馬県 1 校、千葉県1校、三重県 1 校で、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPのうち2つ以上の認証を取得。
 - 29校の農業大学校等が、第三者機関によるG A P 認証を取得している。（GLOBALG.A.P.：9校、ASIAGAP：2校、JGAP：18校）
- （令和8年3月末時点：農林水産省農産局農業環境対策課調べ）

	農業高校における認証取得状況		
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
北海道	2	4	9
青森県	2	0	2
岩手県	0	0	3
宮城県	0	1	1
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	5
福島県	2	1	5
茨城県	1	0	0
栃木県	0	0	2
群馬県	0	1	1
千葉県	1	0	1
東京都	0	0	7
神奈川県	0	0	3
新潟県	2	0	1
富山県	0	0	1
福井県	0	1	0
山梨県	0	0	0
長野県	1	0	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	3
愛知県	0	0	0
三重県	1	1	5
滋賀県	0	0	1
京都府	2	0	0
鳥取県	0	0	1
広島県	0	1	0

	農業高校における認証取得状況		
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
山口県	0	0	1
徳島県	0	0	1
香川県	0	0	1
愛媛県	5	0	0
高知県	0	0	2
佐賀県	0	0	3
長崎県	0	0	0
熊本県	0	0	0
大分県	0	2	4
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	1

	農業大学校等における認証取得状況		
	GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
北海道	0	0	1
岩手県	0	0	1
山形県	0	0	1
福島県	0	0	1
茨城県	0	0	1
栃木県	1	0	0
群馬県	0	0	1
千葉県	1	0	0
神奈川県	0	0	1
新潟県	1	0	0
長野県	1	0	0
岐阜県	0	1	0
静岡県	1	0	0
三重県	0	0	1
滋賀県	0	1	0
奈良県	0	0	1
和歌山県	1	0	0
鳥取県	0	0	1
広島県	0	0	1
山口県	0	0	1
香川県	0	0	1
愛媛県	1	0	0
高知県	1	0	0
福岡県	1	0	0
佐賀県	0	0	1
熊本県	0	0	1
大分県	0	0	1
宮崎県	0	0	1
鹿児島県	0	0	1

各農業高校・農業大学校等名、
認証取得品目はQRコード参照

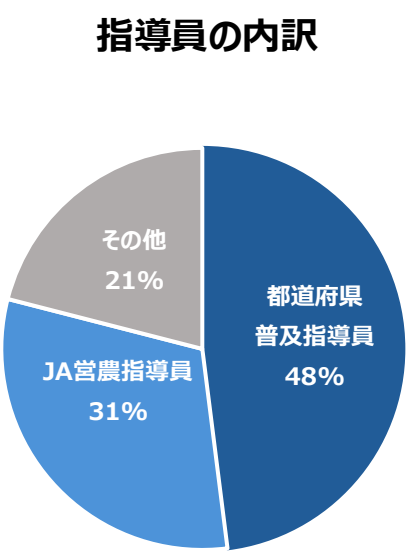


GAP指導体制の構築〈都道府県別指導体制〉

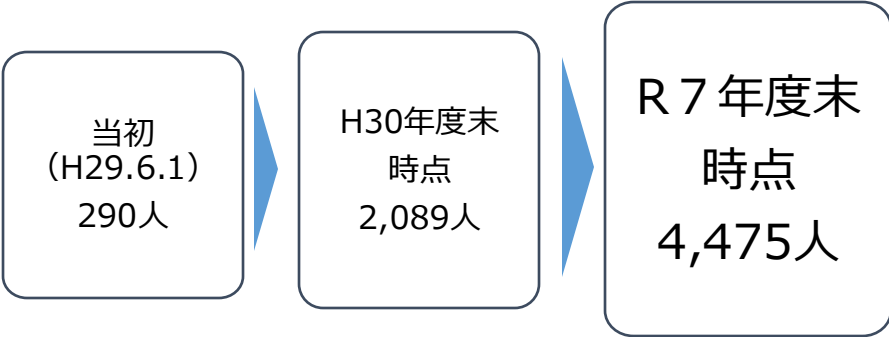
➤ 令和7年度末時点において、高い水準で指導できると推定される指導員数（指導に必要な知識を習得するための研修を受講し、3件以上の指導実績がある者の数）は全国で**4,475人**。

(単位:人)

都道府県	指導員数	都道府県	指導員数	都道府県	指導員数
北海道	340	静岡県	136	岡山県	18
青森県	175	新潟県	109	広島県	17
岩手県	48	富山県	53	山口県	101
宮城県	15	石川県	163	徳島県	33
秋田県	52	福井県	74	香川県	75
山形県	199	岐阜県	120	愛媛県	75
福島県	309	愛知県	194	高知県	61
茨城県	212	三重県	258	福岡県	178
栃木県	81	滋賀県	43	佐賀県	66
群馬県	21	京都府	112	長崎県	21
埼玉県	124	大阪府	29	熊本県	70
千葉県	48	兵庫県	72	大分県	136
東京都	53	奈良県	18	宮崎県	140
神奈川県	20	和歌山県	17	鹿児島県	38
山梨県	19	鳥取県	13	沖縄県	93
長野県	121	島根県	105	合計	4,475



〈全国における指導員数の推移〉



※ 農林水産省農業環境対策課調べ（令和7年度末時点、都道府県から聞き取り）

2027年国際園芸博覧会における持続可能性に配慮した農産物の調達基準の概要

対象 博覧会協会、サプライヤー等（※）が提供する飲食サービスに使用される農産物の生鮮食品及び農産物を主要な原材料とする加工食品

※博覧会協会が調達する物品・サービス・工事等のサプライヤー、協会がライセンス契約した 本園芸博のライセンス商品のライセンシー及び本園芸博への出展者等

要件 以下の点について、生産国の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

1. 食品安全の確保
2. 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動の確保
3. 作業者の労働安全の確保
4. 作業者の人権保護の確保

〔 サプライヤー等は、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達し、加工食品の場合は、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することが求められる。 〕

要件への適合度が高い農産物

1. GLOBALG.A.P.、ASIAGAP又はJGAP認証を受けて生産された農産物
2. 1の農産物以外を必要とする場合は、国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPに基づき生産され、公的機関による第三者の確認を受けて生産された農産物
3. 1、2の農産物以外を必要とする場合は、環境負荷の低減に取り組むことについて公的機関等による第三者の確認を受けて生産された農産物（有機農業により生産された農産物も認める。）

要件を満たした上で推奨される事項

- ・ 上記要件に加えて、有機農業により生産された農産物、温室効果ガスが削減される栽培方法で生産された農産物、障害者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物を最大限調達すること。
- ・ この取組を行うことを宣言したサプライヤー等は、取組内容及び調達状況を公表する。

その他

- ・ サプライヤー等は、農産物を選択する上で、農産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域経済の活性化等の観点から、日本国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物の利用を優先すべき。
- ・ 海外産等で要件の確認が困難な場合は、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべき。